障がいを理由とした差別と思われる事例」の募集結果（福祉サービス）分野

※　府及び市町村における障がいを理由とした差別に係る相談として寄せられたものを含む。

|  |  |
| --- | --- |
| 通し番号 | 内容 |
| 1 | 福祉サービスについて、ヘルパー派遣事業所が沢山できていますが、重心の方たちが後回しにされ、軽い方々が優先され、ヘルパーが居ませんでしたで、終わってしまいます。  また、事業所によっては、重度訪問介護を、受け入れない事業所（身体介護よりも単価が安い）もあり、日常生活が出来ないご家庭もあります。軽い障害をお持ちの方のみを対象としている、事業主が沢山ある。 |
| 2 | 介護保険のホームヘルプサービスを利用しているが、数年前まで来ていたヘルパーが作業をしながら、独り言をいってうっぷん晴らしをしているのがとても嫌だった。  　「ほんと、介護保険って、頭が良くて金がある家ばっか。みんな私んちよりまともじゃんか。うちの方が助けてほしいぐらいよ。」  「昔、看護やってたからって、2号とか、難病系ばっかあてがわれてよ、嫌になるわ。もう、いや、いや」  「あんまし回数は多くないけど、職場の飲み会が楽しくてさ、利用者の悪口とかさ、嫌な奴だとかさ、いっぱい言ってな、まあ、大声でそんなん言い合うしかないんだよなあ、ウチら。」 |
| 3 | 精神障がい者は社会一般から見離されている。この事が一番大切だと思う。 |
| 4 | 精神障がい者は、同じ障がいを持つ他の障がい者と福祉援助面も遅れている。 |
| 5 | 通勤・通学にガイド・ヘルプが使えないので、仕事に就けない。障害者基礎年金のみでは生活が成り立たず、親からの独立不可能。 |
| 6 | 精神障がい者への車椅子貸与の減免なく、自費で購入。薬の副作用なのにどうして合理的配慮が身体・知的障がい者と同等にないのか。 |
| 7 | 福祉機器・補装具の減免措置の対象を広げる施策の展開急務 |
| 8 | 約１5年前の実話ですが、ある女性の精神病患者の母親が高齢の為、親亡き後の娘の将来を案じ、又同じ患者さん数名のことも案じ、グループホームの建設を企画致しました。場所は高級住宅地の自宅の半分を、提供してのことでした。行政、医療、患者団体も賛成、応援をいたしました。ところが、近所の大反対の声に押され、計画は断念いたしました。精神障害者の将来の生き方を案ずる、大きな出来事でした。統合失調症等の治療は、この15年間の間に、薬物治療も社会的治療も大きく進展しており、今や高血圧症、糖尿病の治療と同じように変わってきております。 |
| 9 | 以前、障害の介護度の聞き取り調査の時、班職員との方が常時関わっている時間が長いので、本人の事をしっかり聞き取ってもらいたかったので、施設の方でして欲しいと言ったら4月生まれの時期的に調査時間が取れないと言われて、渋々本人を休ませて○○課の相談室でやらされた。 |
| 10 | グループホームを建てる時反対され、土地の値段が下がると言われた。「宗教団体か？」と言われた。 |
| 11 | ご本人は○○（事業所B）に行ってみたいと思っています。しかし、「事業所Bに行ったら、もう支援はしません」とか、「事業所Bは、悪いところです。いってみたら必ず事業所Aには通えなくなる。」とか「事業所A通所を一度辞めて、事業所Bに通う、そしたら事業所Bのことを知って、後悔して、もう一度事業所Aに通うのが無理になる。運営会議で、定めた規約に書いてある」と言って、脅しています。だから、事業所Bに行きたくてもいけない状態になっています。自分が弱い立場で、誰にも相談ができない、もし誰かに喋ったりしたら、自分が支援してくれなくなる、孤独になってしまうことを一番恐れています。私は、その様子を何度も口にしていますし、ご本人が「苦しいけど、孤独になってしまうよりはましだから・・・。」と言って我慢しています。事業所Aのあり方に、疑問を抱いています。 |
| 12 | 公的ヘルパーの利用　内容：障害者総合支援法における、介護保険優先条項により障害者が65才になると強制的に介護保険制度に移行される。その結果、当事者のニーズや障害特性等には関わりなく、それまでの自立支援が介護支援にすりかえられ、必要な支援が受けられなくなる。これは法律又は行政による障害者差別である。具体的には、①ヘルパーの派遣時間が大幅に削減（妻の場合は月20時間→月8時間に） |
| 13 | 障害福祉制度では、非課税世帯は利用料が無料だったのに介護保険制度になると、1割の負担が発生した。 |
| 14 | 介護保険制度では、視覚障害者に対する介護度認定調査が適切でないため、全盲者でも軽度（要支援）と判定される。 |
| 15 | 【要旨】  ・居宅サービスを利用し、入浴支援をお願いしている。風呂場の出入口に足元マットを敷いている。ヘルパーさんは足元マットを取り払って身体を拭くタオル２枚を床に敷き直してから入浴を始め、そのあと、足で踏み、足を拭いたそのタオルで私の身体を拭いている。床に敷いて足で踏みつけたタオルで身体を拭かないでほしい。 |
| 16 | 差別を受けた事では無いのですが、肢体不自由者の母親です。市役所にお風呂介助の申請の際に、2人ヘルパーさんお願いしますと云った所、「お母さん一人で入れているのでしょう。税金で払っているから2人も」と言われた事があります。親だから一人で入れられていてもヘルパーさんは、いくら専門とはいえ機械で入れるのではなく、障がい者との信頼関係が出来るまで時間がかかるので、大変だと思います。特に担当の方でない方に言われたので、気分が悪かった。 |
| 17 | 約10年前の話ですが、同市の作業所に入る時同僚から、「貴方の来る所ではない」と言われ、嫌な思いをしました。又職員に電動車椅子は危ないと言われました。 |
| 18 | 利用しているグループホームの、生活支援でありガイドヘルパーもしていた人がうちの子供に話しかける時、幼い子供のような言葉掛けをしたり態度をとったりしていた。そばで聞いている人が、気分が悪くなるほどひどいものでした。具体的な言葉は覚えていません、すみません。 |
| 19 | 利用者（ろう高齢者）が地域のデイケアを体験見学した際「スタッフとのコミュニケーションで対応できる職員がいないので、デイ利用の可否は検討して返答する」と聴覚障害を理由に保留になった。  また、ろう高齢者が施設短期入所の申し込みをした際「パーキンソン病で夜間のコール対応が必要。現在職員体制が不十分で受け入れできない」と断られたが、その時手話のできる職員がいないとも言われた。 |
| 20 | 訪問しているろう高齢者が住んでいる団地の民生委員が、ろう高齢者は聴こえないから何もできないと決めつけて、ろう高齢者の意思を尊重せずに、色々なことを民生委員がどんどん先に進めてしまう事がありました。  機関関係も含めて理解を広めてほしいです。まだまだ見えないところに差別が残っているんだなと痛感しました。 |
| 21 | 私は相談支援事業所の生活相談員です。私の担当の女性利用者Ｈさん（６４歳）は上下肢機能に障害があり、車イス生活で、高齢者専用賃貸住宅に障害者枠で生活保護を受け入居されています。尿意、便意があるにも関わらず、ヘルパーの２人介助が某Ｍ市に認められず、パッドの中にされています。「私、女ですから。。。せめておトイレの問題だけは解決してほしい」といつも訴えられます。施設側も事情があり、パッド交換をすぐに対応できないこともあります。「そんなに不安ならオムツしたらええねん（笑）」と、介護職員に言われたそうです。障害者になれば、女であることを捨てなくてはならないのでしょうか？と、モニタリングで訪問するたびに訴えられます。座位は危険なため、ポータブルトイレの１人使用は現実難しく、２人介助支給も無理なら、せめてパッド交換だけでも早くと思うのに、オムツって。。。言葉の暴力とも、少なくとも合理的配慮に欠けた発言です。違法ではないが、不当だと思われます。介護職員の繁忙なことも理解できますが、もう少し言葉を選んで欲しいです。 |
| 22 | 市役所から福祉電話（FAX）の貸与を受けていたが、「携帯電話を所有しているので福祉電話は必要ない」と返却を求められた。  メールでは相手方にもメールを受ける体制がないとできないし、公共機関等にも連絡がしにくい。  読み書きが苦手な高齢者の場合等はFAXで図示することのよって理解が進むので、携帯電話のメールで事足りない部分もある。  聴覚障害者の通信手段を個々のニーズに応じて支援する体制が行政にみられない。 |
| 23 | 体調によって、声が出ない時があり家に来たヘルパーに指示を出しても聞き間違えられ、全く違うことをされたりします。私は、肢体不自由と盲ろうの障がいをもっています。 |
| 24 | 福祉用具を購入するときに、見積書を見せてくれないために、金額を知ることが無いままに、業者から、助成金の金額を超えているため、負担金を払って下さいと一方的に言われた。 |
| 25 | （福祉施設の中で）・17年間、身体障害者授産施設（入所型）にいて、世話してくれる人を「先生」と呼んでいて、年下でも「先生」と。あれ？と思った。 |
| 26 | （福祉施設の中で）・直接ではないけれど、その職員が、一人の寮生（入所者）に、「お前なんか一人暮らしは無理」とか「たよりない」とか言われた。 |
| 27 | （福祉施設の中で）・私はその施設で入所しながら、そこから出て、一人暮らしの練習を障害者団体の協力のもと行っていた時、一緒に入所していた人が「仕事をさぼれていいなー」とか言われて悔しかった。 |
| 28 | 子どもが５歳の時、私の子どもは障害児で、半年かけて保育所の申請を出して面接の時に障害を持っているだけの理由で、面接だけして結局その面接で最初からだめと言われて面接をした意味もなく、選んだ保育所の園長のわがままやと思います。  暴れる障害児はこれ以上いらないとか、男の子やからだめとかという、子どもに対しての差別はありました。  ○○課の人たちも「普通の子と障害児は別やねん」という差別言葉も受けました。私の子どもが障害を持ったとたん態度が変わりました。 |
| 29 | 保育所を探して面接をして、その時にこの子は障害を持っていますと説明をして、何カ所か面接に行き、面接とかで大暴れをするからこの子は危険人物としてみられてきました。  私一人の時しか受け入れをしてくれませんでした。そこの保育所に通うのを嫌がり、またあらたに新しい保育所探しになりました。  幼稚園の面接に行っても、結局、障害関係なく受け入れをすると言っていたけれど、そこの幼稚園も「うちでは無理です」「ほかのお子さんに迷惑がかかる」「他のお子さんに怪我をさせても」とかの話しを園長がしていました。結局障害を持っているのが理由でだめになりました。 |
| 30 | 例えば同じグループホームに住んでいる人、例えば同じ事業所に通っている人（仲の良い二人であると想定）が、休日の行動について居住地特例によって使えるサービス条件が異なり、一人は外出活動一人は自宅帰宅という別々の行動を強いられる。 |
| 31 | 出産に関して。市役所の開所時間（9～１７時）の間しか手話通訳を派遣できないと、市役所の○○課から言われました。夜間や、突然の陣痛や体調急変時は「派遣できない」とのこと。私は、絶対に必要です。 |
| 32 | 地元でのヨガ教室、料理教室などに手話通訳同伴で参加したいが、手話通訳者の市の派遣要綱にあてはまらない場合は、行政から派遣してもらえないため、気軽に参加が出来ない。せっかく聞こえる友人に誘ってもらったのに、通訳を断られたことで一緒に参加が出来なかった。 |
| 33 | 就労相談員が職場見学に来た時、別相談員が私の会社以前の関係者で社内に相談員の知人がおりその知人から「障がい（支援機関）の人来たでしょ」と連呼された。相談センターの守秘義務違反者来訪目的が、その知人に話されていた。後日、その相談員の上司に事実関係調査を依頼したが、１年経った今だに調査報告はない。 |
| 34 | ガイドへルプの支給を居住自治体に頼んだ時のことです。その時、私はその研修に参加しなければ、職が続けられないという「社会生活上必要欠くべからざる」目的で職場の研修に参加するため、ガイドが必要でした。（通常勤務地ではない初めて行く会場で、障害特性による極端な方向音痴のため、初めて行くところには一人で行けないためガイドが必要でした。ところが、行政担当者は「福祉サービスを経済利得が発生する行為に使えない」の一点張りで・・が支給してくれませんでした。 |
| 35 | H22手帳を取得する手続きに際して。　　○○の職員○○に罵倒された。子供が引きこもりの為○○市役所へ出張面談に来てもらうことに対し「市役所が言ってきたから行くのだ。私達も出張ばかりしていては面談の回数が減る。」とはっきり言われ私は（親）手が震え背中に悪寒が走った。（怒りで）又最初の挨拶で、第１声が「私は何百人という障害者の方達と接して来ました」という自慢だった。もう一人の○○センター職員○○は、最初からひたすら事業所の勧め。「○○の○○事業所に丁度枠があるんです。」と言う。（後日直接事業所に電話で確認した所、枠等ないという話）又医者でもないのに、精神的に安定させる薬を服用しろと勧める。皆さん服用され副作用もないと。（これも後日副作用有と新聞に出ていた）○○市役所の職員○○は、○○センター職員○○と口裏を合わせ私が（親）事業所をはっきり○○に断ったにも関わらず、私（親）の許可もなしに勝手に○○事業所の○○に子供の事を話し、強制的に訪問される事になる。4～5回訪問を受けるも、毎回4～5時間私の出したご飯を食べ、お茶を飲み何の計画の提示もなく無駄話をするのみ。○○市役所職員○○に抗議の電話をすると、30分間まくしたてられた。「○○さんはお茶を飲みに行っている訳ではない。彼も、安い給料で使われているんだ。嫌なら断ればいい。私も（○○）障害の子を持っていて主人と話をすれば、その子の事ばかりなんですよ！・・云々。私はこの理不尽で自己中心的な職員三人の事は、一生忘れる事はない（許す事はできない。）手帳更新を1年半後に控え、暗澹たる思いである。 |
| 36 | 民間の学習講座に参加したいが、市の手話通訳派遣要綱の対象外になっていることで、参加出来ずにいます。料理教室や、スポーツジム、ヨガなどから、資格取得のための予備校など色々あります。健聴者は参加できるのに、ろうあ者は参加できない（参加しても情報が入らず、行ってもほとんど意味がない）のは差別です。 |
| 37 | ヘルパー事業所（発達障害の特性）フラッシュバック時の対応が出来ないと断られた。 |
| 38 | 地域活動支援センターの設立に対して、住民の反対があった。現在は住民の理解も進んでいるようだ。 |
| 39 | 精神障害者が、障害程度区分判定の聞き取りで、窓口で本人に聞き取り者が暴れたことがありますか、とのような質問を行い障害者は、大変、心を傷つけられた。 |
| 40 | 私は耳が聞こえません。私たちの住んでる市に意思疎通支援事業のうち手話通訳・要約者派遣制度があるが、個人のみしか利用できない。当事者団体の会議や講演などに当事者団体の利用ができない。これはおかしい。差別と同じ。 |
| 41 | ろうの子どもを保育園に入れたいと申請したら、「責任を持てないから無理だ」と言われた。 |
| 42 | 盲ろう者です。通訳ガイドを依頼し、ちゃんと約束をしたのに、当日いきなりキャンセルされた。通訳ガイドの人も人間なので体調を崩すこともあるだろう。でもその時の理由は「母の手伝いをしたいから」ということだった。 |
| 43 | 福祉センターであった出来事です。利用者である盲ろうの男性が間違った情報をあれこれ教えられ、訳がわからないまま、まるで誘拐のように違う施設へ連れて行かれた事がありました。夜には無事家に戻りましたが、その後しばらくは福祉センターには来ませんでした。その間男性は、今までの経験と正しい情報が何かを考え、自分は福祉センターに通いたいんだという事に気づき、今でも楽しく通っています。盲ろう者にとって伝えられた情報が嘘なのか間違っているのかを判断するのはとても難しいことです。嘘の情報で不安な状況におとしいれられた例です。 |
| 44 | ハンセン病後遺症である末梢神経マヒは、日常生活をしていく上で困難を伴います。包丁で調理をしていても感覚が無いため、指を切っても痛くありません。包丁を持っているという感覚はないので目で確かめているのです。一度、包丁を落としてもう少しで足を切るところでした。こわいので、キッチンバサミで調理できるものしか作れなくなりました。家事は怪我や火傷をしやすいので、要注意です。介護保険の要介護認定では、末梢神経マヒでは介護度は重く出ません。ハンセン病歴を明かして、ハンセン病専門医に医師意見書を書いてもらい、認定調査の時にも○○センターの人に同席をしてもらって、生活がしづらい点を説明してもらいましたが、結果は「現在一人で生活しているのだから、廃用症候群にならないためにもヘルパーを使わない方がいい」ということで、ハンセン病歴については何も論議されずに介護度が決まりました。勇気を持って、ハンセン病歴を明かした結果がこのようなものだったので、とても残念でした。ハンセン病の後遺症を加味して配慮する事が必要ではないかと感じます。 |
| 45 | 福祉バスの無料券を持っていると、「ただで乗って堂々と座っている」と言われる。福祉のバスという周知をもっとしてほしい。 |
| 46 | 鍼灸の往診をしたいがヘルパーが使えない。（営利目的は駄目という理由） |
| 47 | 急な用事で同行援護時間数不足で出かけることができないことが多い。 |
| 48 | 国が制限している通勤・通学のガイドヘルパー利用。視覚障がい者の自立と社会参加を掲げていることに反すると思う。普通の収入を得て、税金を払って、普通の生活が送れるはずである。 |
| 49 | 同行援護によるガイドヘルパーの制度に1割負担を課していることが差別と思う。なぜなら、健常者は外出するのにお金を払っていない。障がい者だけお金を払って外出しなければいけないのか。また、日本社会では、障がい者が一人で安全に外出できないためのガイドヘルパー制度ではないのか。 |
| 50 | 介護保険認定調査の際、視覚障がい者の特性がほとんど項目にないことによって非該当になった人がいる。64歳まで受けられた福祉サービスが減少した。 |
| 51 | 同行援護により居宅と移動を利用しており、ホームヘルパーに来てもらう契約をした。内容の説明をするのに本人を除いて家族のみに説明したが、家族も十分に内容を理解できてないのに説明をしたということでトラブルになった。重要な話だけに、本人も交えて話をするべきではないか。見えないからと、見える者のみに説明するということは差別に当たると思う。（ホームヘルパーに来てもらい、家事などをしてもらうのは本人なのだから、当然契約に当たっては本人も交えて説明するのが当然ではいか） |
| 52 | 市発行の福祉タクシー券を利用した時、超過料金がわずかだったので超過料金を請求しようとしなかった。何となく憐れみを受けたような気がした。 |
| 53 | 同行援護で行き先（通学・通勤が×）や支給時間（基本40Ｈ／月）が制限されていること。また、応能料が高すぎる（9300円／月）。 |
| 54 | 福祉サービス（居宅、同行援護、通院、家事など）の利用時間の制限をかけられる。 |
| 55 | 視覚障がい者で、現在、月40時間の同行援護サービスを受けている。社会活動に積極的に参加したいが、それらに参加すると日常生活を営む上で、買い物に行ったり、レジャーを楽しんだり等の時間が足りなくなって、精神的にも健康面でも苦痛を感じている。もっと外に出たい。 |
| 56 | 保育所で、特別に加配の先生がついているのに校外学習に参加させてもらえず、一人の先生と三人の障がい児で教室にとりのこされた。所長に、危険だからといわれた。他の子は危険でないのか？疑問が残ったが今後のことを考え耐えた。  　小学校の集団登校時、支援学級の担任から「別の道を通って学校に来てるので、お母さん気をつけて下さい」といわれた。「別の道てどこですか？」と聞くと「わからないけど、他の生徒が言っている」との返事。事実がわからないと気のつけようもないと思い、調べると、登校路の横にあぜ道があり他の生徒がふざけてそこを歩くので、後をついて我が子も歩いたらしい。他の路といえばそうですが・・・。健常の生徒の親に同じ注意ができるのか？障がい児の味方であるべき担任の行動に不信感を持った。 |
| 57 | 政府による障がい者認定制度が変わり、申請等が再度必要となった。この種の申請書類等が毎年多い。（通院証明等）重度の場合、毎年更新不要とならないか？この更新手続が差別的。 |
| 58 | 【要旨】  ・地域でケアホームを作りたいと思い、そこの近所にあいさつに行くと、「うちには女の子がいるから怖い」「大きな声を出してうるさい」「土地の値段が下がる」など反対され、断念した。住宅地で自然に知的障がい者が暮らすのは無理なのか。 |
| 59 | 福祉サービス事業所にガイドヘルパーさん利用の登録をお願いしたいと電話をしたところ、「かけなおします」と言われたが、何日たっても電話がありません。事業所に出向いて話を聞いていただこうと思い、行ったら、門前払いでした。相談センターまで設けていると聞いていたので、面くらってしまいました。それならば、登録事業所一覧のガイドブックに載せないでほしいです。対応はかなり悪いです。 |
| 60 | 通院受診、習い事、友人との食事などの同行援護などではプライバシーを守りたい、なのに、きまりだからと言ってガイドヘルパーがべったりいつも横にいようとする。 |
| 61 | 医院内での待ち時間も実費になること |
| 62 | 介護保険制度で入院時のホームヘルパーの利用を許可してほしい。 |
| 63 | ガイドヘルパーを出来る限り受けてほしい。一人で行けない所もあり対処してほしい。 |
| 64 | ガイドヘルパーを出来る限り受けてほしい。一人で行けない所もあり対処してほしい。 |
| 65 | 院内の中のガイドヘルパーの持ち時間がだめとの事。実費になる。今までと同じに。 |
| 66 | 自宅をケアホームにしたかったが、近所の同意が得られそうになく、断念した。 |
| 67 | 「趣味」となるものの手話通訳の派遣がみとめられていない。 |
| 68 | 手話通訳事業の地域格差をなくしてほしい。手話通訳派遣依頼の回数の制限を設ける話がありました。 |
| 69 | ろうあ老人がデイサービスセンターを利用したとき、手話のできる人がいないと孤立してしまう。介護保険料等を払っているのに、結局ろうあ者にとって使いにくい・使えない制度である。 |
| 70 | 障害者総合支援法の意思疎通支援の範囲外ということで手話通訳派遣を断られた事例。交渉したり折衝を何回も行って派遣内容を縮小したり、事後報告すること、要約筆記を並行利用することで認められた。断られる度に交渉したりするのはエネルギーがいる。しんどい。改善する必要がある。  （まちづくり○○学塾講座、「はじめてのスリング」体育館講座、高齢者スポーツ指導者養成講座、バトミントン教室説明会、同窓会（高校）、お通夜、学童保育保護者会、○○大学キャンパス講座、小学校４～６年生対象のコンサート、公開シンポジウム、こどもと本のまつり、図書館主催バスツアー、地域包括支援センター、○○美術館） |
| 71 | ガイドヘルパーについて（視力障がい者）  　ガイドヘルパーが中ぬきをされると、非常にこまります。例えば、大震災の時等、そばにいてもらわないととても不安です。どんなにこころ細いか、逃げることもできません。トイレに行きたい時もあるのに・・・  　時間をもらう権利はいっしょなのに、口うるさい人には、思いどおりの時間をあげて、おとなしい方には押さえつけて、とてもおかしいです。  　私の所属する事業所は、６時間になると、食事をしてもしなくても１時間ひかれます。たのみにくいです。  　私の事業所では、映画館、音楽会など、館内にいる時は、すべて中ぬきされます。 |
| 72 | 利用時間が沢山ほしい。車内、館内はヘルパーが中ぬきなので、トイレも行けず、とても不安です。私達は２人で１人なので、目の代わりで、できるだけ、側で説明などしてほしい。良心的な気持ち。 |
| 73 | 介護保険をなしにして同行援護にしてほしい。 |
| 74 | ハウスクリーニングも１年に１回にして欲しい。 |
| 75 | ・　ケアホームのケア体制が不十分であるという相談。  ・　母親からの相談では、娘がケアホームに入っているが、土日が休みのため玄関に鍵がかけてあり、母親がケアホームに出入りすることもできない。  ・　また、平日でも人手が足りないと言って病院の通院に男性の利用者を同行させ、行方不明になったこともあるし、妊娠を疑われるような行動もした。自立支援法による移動支援や通院介助サービスの給付を受けているが、運営する事業者の職員の確保ができていないと言われるだけで利用していない。通院介助サービスは、遠方にある精神科病院に通院するために、一定の時間の給付となっているが、事業者からは近くの病院への転院を勧められている。娘は、支援学校卒業後にこのケアホームに入居したが、帰宅すると母親から色々注意されるので、帰宅するのを嫌がるという内容。  ・　この事業者にとって、療育手帳と精神障が者手帳を所持し、思春期で課題の多いと思われる娘への対応については、母親からの訴えをすべて満足させることが困難と認められたため、関係機関との調整のうえ、母親には相談支援事業所ケースワーカーへの相談、医療機関の転院を検討、娘の生活を見守れる体制作りについて、市に相談することを勧めた。 |
| 76 | 私立保育園で、入所希望児及び、在園中に障害が判明した児童に対し、障害を理由に受入に難色を示された。 |
| 77 | ・　息子を社会福祉法人の運営するケアホームに入居させているという母親からの相談。  ・　ケアホームの世話人との関係がうまくいかず、精神的に不安定になり、最終的にはケアホームへ行かなくなって退居させたという内容。  ・　このケアホームの世話人は、60歳代後半で、息子とは気が合わないからという理由で、食事とか、ケアホームでの生活で差別的な関わりをされたということ。息子は療育手帳所持し、統合失調症もあり、入所施設での生活経験も長く、入所施設から同じ法人の運営するケアホームに入居したとのこと。世話人の関わりそのものは決して適切ではないが、世話人にどこまで専門的な関わりを求めるのか、障がい者の地域生活への移行を進めていく上では、法人全体としてケア体制について、職員の教育や支援体制などの取り組みが求められる内容。  ・　母親からは、法人への関わりは求めらなかったが、所管する行政の担当者の対応への不満が聞かれたため、関係機関に事実確認を実施。 |
| 78 | 人工肛門設置の0歳児の事例：母親以外の支援者がいないため、ファミリーサポートの利用を希望し市役所に相談。医療的ケアがあるので難しいとの返事だった。 |
| 79 | 胃ろう設置の2歳児の事例：児は療育施設通園中だが、合わせて医療型デイサービスの利用を希望。母親は受給券発行申請のために市役所○○課に行ったところ、担当者より「療育園に行っているのだから、それ以上の受給券は出せない。母が（児の面倒を）見たくないから、デイサービスに行くのか」と言われた。 |
| 80 | 市の制度で障がい児保育を希望したが、医療的ケアがあることで対応できないと断られた |
| 81 | 医療処置を必要とする児の通所先について保護者より相談あり。その児の兄弟も心身障がい児で保護者同伴のもと療育施設に通いたいが、市の対応として医療処置児は保育所入所対象外となっており保育所の行っている一時保育も利用できない。療育施設では兄弟の同伴は認めておらず、より重度な障がいをもつ児を療育施設に通わせるためには医療処置児の日中の保育先が必要だがどうしたらよいか？ |
| 82 | 40歳代　精神障がいをもつ男性からの相談。自営業を営んでいたが、生活保護受給をすることになったが、担当CWより車やバイク、商売道具であった工具等を処分するように強く指導され、恐怖を感じるとともに社会復帰する意欲や手段を失った。このことを○○課にいう事にも恐怖と不安を感じてできないが、万一の時は、社会的に公表し、すべて法的に争えるように準備しているという内容。 |
| 83 | 保育所などでの発達障がい児への理解不足から不適切な対応をされた。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（服を着るのを嫌がったので服を着せずに裸のままにさせていたり、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　コミュニケーションが苦手なので仲間の輪から放置など） |
| 84 | ケア付き住宅の入居を進めていたが、突然嘱託医から精神障がいを理由に入居不可の判断がおりる。  事前に嘱託医の診断で入居判断をするという説明を受けていたものの、嘱託医の説明では精神障がいがあるというだけで、個別の状態を見た上での判断とは思えなかった。（ケア付き住宅の担当者も入居の方向で考えており、嘱託医に話をしたが、その前からNGと決めていた節がある様子であったとのこと） |
| 85 | 障がい福祉サービス事業所管理者からの相談。障がいのために頻繁に失禁するＡさんがいた。職員ＢがＡさんに他の利用者が多数いる前で「そんなにおしっこばかり洩らすんやったら、紙おむつをしたらええのや」と発言をした。Ａさんからサービス管理者に「皆の前であのような事を言われて悔しい思いをした」と苦情が申し立てられた。サービス管理者は人権侵害行為と判断し、職員ＢにＡさんへの謝罪を行なうように説得したが職員Ｂは「なぜ、自分のやったことが差別になるのか」と態度を改めない。どのように指導すればよいか。 |
| 86 | ろうあ者のAさんは、障害者福祉施設を利用中にAさんの手が職員のBさんのお尻にあたったことを注意されすぐに謝ったが、さらに上司のCさんから今度あったら出入りを禁止すると言われた。そのようなことは今まで一度もなかったことなのに、あたかもセクハラのように言われたため、職員Bさん、Cさんに謝罪を求めたがいずれからも一度も謝罪の言葉がない。  　障害者施設なのに障害者を全く理解していない。障害者に対する対応を改善してほしい。 |
| 87 | 自分は精神障害者２級で、障害者年金198,000円と生活保護費20,000円ほどで生活している。就職したいが、ハローワークへ通うも就職できない。仕方なく、1年前から自分で治癒院を開業した。自分には霊感があるのでそれにより病気等を治す。しかし、この1年間お客はほとんどない。そこで、新たに事業所を構えるため国庫金借り入れの手続きをしている。また、自分の霊感について本を出版するため、300万円が必要。本を出版すればＰＲ効果が大きいため、毎日お客が殺到し、収入ができる。○○で借金を申し込んだが、国民健康保険に加入していないと借りられないとのこと。保険は生活保護の医療保険であるため、これを打ち切ってほしいのに、○○課はできないと言っている。私の自由が拘束されている。人権擁護してほしい。  　　友人の借金の肩代わりで毎月5万円支払っており、今すぐの生活費がなくて困っている。○○でお金を借りれば全てうまく行く。お金を借りるため、生活保護を打ち切ってほしい。 |
| 88 | 利用料の水増し請求を容認し利用者の印鑑を勝手使用するため、行政指導を求める。今回は匿名での相談だが時期がくれば、名前を出して改めて相談したい。 |
| 89 | 契約内容と異なる事実があるため利用者が望むサービスが受けれるよう事業者に改善を求める。例えば、6つの事業者からサービスを受けているので事業所を減らし、均等な質のサービスを提供できるヘルパーを派遣してほしい。事業所でヘルパー派遣できなければ他の事業所からヘルパーを派遣してもらうよう調整してほしい。 |
| 90 | 支援学校高等部を卒業するにあたって、通所事業所を探しているとの相談。本人は、重度の身体障害があり車イスを使用、気管切開、人工呼吸器、胃瘻などの医療ケアも必要。市内で通所事業所の利用を検討するが、車イスのスペースがない、人工呼吸器などの医療ケアの対応が困難、利用者の中に動きの活発な方がいるため本人の安全が確保できないかもしれないなどの理由で、市内では利用できる事業所が見つけることができなかった。 |
| 91 | 保育所の足の悪い保育士がいて１人で階段の昇降も不自由である。子どもを抱きかかえることも困難そうである。足が不自由になったら仕事をやめたらいい。非常時に対応できないし危険。 |
| 92 | 娘の身体障がい者手帳交付の申請をしているが、認定基準と医師の診断書に相違があると継続審議になっている。早く何とかしてほしい。 |
| 93 | 〔精神保健福祉手帳所持の３０歳代の男性〕　ホームヘルパーをお願いするため居宅支援事業所に電話をかけたところ、障がい内容を聞かれたので「発達障がいって言われています」と答えたら「今いっぱいです」と断られた。 |
| 94 | 〔生活保護受給の60歳代独居男性〕　脳血管障がいの後遺症で上下肢麻痺があるが杖歩行可。通院やリハビリ、買い物などで車が必要だが、生活保護担当ケースワーカーから車を手放すよう言われている。車が無かったら生活ができない。車の所有を認めてほしい。生活保護を受給している健常な人が車を所有しているのを知っている。なぜ自分だけダメなのか、差別ではないか。 |
| 95 | 相談者（要支援２・人口透析患者）が施設入所の際、現金と通帳を一方的に取り上げられた。自宅に帰りたいのに、施設側と保証人の息子は反対。個人の自由を奪うことは人権侵害である。 |
| 96 | 精神障がいを持つ女性からの相談。ガイドヘルパーを利用していたが、本人の希望にそぐわない移動手段や、本来認められていない移動手段などでガイドが行われたり、他の利用者の個人情報を本人に言う、本人宅のトイレをヘルパーが何度も使うなどのようなことがあり、それに対する苦情を事業所に言ったところ取り合ってもらえず、本人は記憶障がいがあるにも関わらず「ないことばかりを言うな」「どうせ覚えていないだろう」などと言われたため、本市○○課に相談があった。 |
| 97 | 相談者は就労支援施設に相談しているが、精神状態が悪く、仕事ができる状態ではない。  　施設で相談していた際、相談者が「仕事ができる状態ではない」と伝えると、相談員から家族構成等、就労に関係ないと思われる質問を重ねられ、苦痛を覚えた。また（この際の発言かどうかは不明であるが）「知的障がい者ならまだしも、精神障がい者は使いものにならない」といった発言もあり、精神障がい者をばかにしているとしか思えない態度である。  　相談員に、誠意ある謝罪をしてもらいたい。 |
| 98 | 短期入所、デイサービス等で電動車椅子の使用を控えるよう言われた。手動車いすへの移乗を拒絶するとサービス利用を断られた。 |
| 99 | 精神疾患にともなう他害行動から、サービス（介護保険）の利用が困難と判断され、利用の制限を受けた。 |
| 100 | サービスを利用する際に、当事者の意見が軽視されており、適切なサービスの導入に至らなかった。 |
| 101 | 障害特性からくる問題行動により、在宅生活の継続が困難となり、施設入所の手続きを行った。 |
| 102 | 市内就労継続支援B型事業所が、グループホームを立ち上げるにあたり市内の賃貸物件を探していたところ、適当な物件を見つけたため契約しようとしたが、一般の方には貸せるがグループホームには貸すことができないと言われたと報告を受けた。 |